改正派遣法に基づくマージン率の公開について

2025年9月11日



(派 11-300589)

2012 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業主(弊社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項) 従って、弊社における情報提供を下記のとおり公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

派遣料金の平均額一派遣労働者の賃金の平均額

マージン率=

派遣料金の平均額

(%表記時の小数点第2位以下を四捨五入する。)

2025年6月期(第16期) NEテクノ株式会社 事業報告

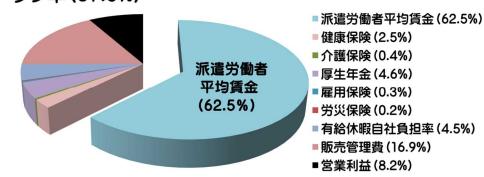
対象期間: 2024年7月1日~2025年6月30日

派遣労働者数(1日の平均):25名 派遣先事業所数(実数):10事業所

労働者派遣に関する料金額の平均額:41,875円(8時間/日)

派遣労働者の賃金額の平均額:26.170円(8時間/日)

マージン率(37.5%)



福利厚生に関する事項(条件を満たす場合) 年次有給休暇、定期健康診断

キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先 (e-mail)

jinji@ne-techno.co.jp

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別 労使協定を締結している

● 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲:全ての派遣労働者

● 労使協定書の有効期間の終期:2026年3月31日

派遣労働者のキャリア形成支援に関する教育訓練

教育コース	対象派遣労働者	訓練方法	賃金支払	派遣労働者の費用負担
情報セキュリティ	派遣中	OFF-JT	あり	なし
コンプライアンス	派遣中	OFF-JT	あり	なし
メンタルヘルス	派遣中	OFF-JT	あり	なし

以上